

陳情番号	件名
第 13 号	安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることについて
受理年月日	
6.10.22	

陳情の趣旨

【趣旨】

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由(3つまで選択)では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤が辛い」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

安全・安心の医療・介護の実現のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

提出

【陳情項目】

- 1、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2、医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - 1)労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - 2)夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - 3)介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3、新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4、患者・利用者の負担を軽減すること。

以上

陳情番号	件名
第 14 号	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求めることについて
受理年月日	
6. 10. 22	

陳情の趣旨

【趣旨】

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024 年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のべア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を運営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では 5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を、再度実行性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施すべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

此

【項目】

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
2. すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

以上

陳情番号	件名
第 15 号	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求めること について
受理年月日	
6. 10. 22	

陳情の趣旨

【趣旨】

県民のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。

介護保険制度は施行 24 年が経過しました。しかし、利用料、食費・居住費などの重い費用負担のために必要なサービスを利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。2024 年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額約 7 万円の賃金格差を埋めるには程遠い内容であり、介護事業所の経営に困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定です。

さらに、訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、各地で不安と怒りの声が噴出し続けています。介護現場の人手不足は本当に深刻です。ヘルパーの有効求人倍率が 15 倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねません。

こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りにさせた利用料 2 割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外^{はずし}など、さらなる改悪に向けた審議を 2025 年から再開しようとしています。

権利としての介護保障を実現するためには、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただくよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること
2. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講ずること
3. 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付はずし(総合事業への移行)など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと
4. 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

以上

陳情番号	件名
第 16 号	臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等を求める意見書提出について
受理年月日	
6.11.1	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性についての啓蒙活動を求める意見書を国へ提出することについて陳情致します。

陳情の理由

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面しています。

この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会(TTS)および国際腎臓学会(ISN)は2008年に、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等とする「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。

臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国、2024年オーストラリアが行っております。

このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的な行動を強めています。

我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が、2022年4月に、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言 2018 5 学会共同声明」を表明していますが、それに対応する法整備はされておらず、国際的な潮流に完全に後れをとっています。

公益社団法人 日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約1万6千500人もの方が移植を希望し登録しているのですが、臓器提供は年間で約100件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっています。

この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2023年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上り、中でも、中国で移植手術を受けた日本人は少なくとも150人以上いることが判明しています。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、国の許可を受けずに臓器提供を斡旋したとして、NPO法人の理事が実刑判決を受けました。

それだけでなく、早期の臓器移植を願い、斡旋団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されています。

さらには、我が国は、中国に免疫抑制剤を供給したり、中国の移植医に対して技術指導を行うなど、人道問題への対応に積極性を欠いているとの国際社会からの批判も受けています。

このような状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備及び適切な啓蒙を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。貴議長殿をはじめとする議員各位には、本陳情にご理解いただき、地方自治法第99条に基づく意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

陳情番号	件名
第 17 号	核廃絶に向けた意見書の提出を要請することについて
受理年月日	
6. 11. 13	

陳情の趣旨

【陳情の要旨】

核兵器廃絶平和都市宣言を制定している相模原市の市議会として、国連の核兵器禁止条約（TPNW）への賛意を踏まえて、

政府に対して、同条約への署名、批准に向けた検討を進めること、及びすぐに批准できないとしても、来年3月に国連本部で開かれる第3回締約国会議にオブザーバーとして参加するように求める意見書を国に提出することを陳情します。

【陳情の理由】

1, 日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞しました。ノルウェー・ノーベル賞委員会は授賞理由の中で、ヒパクシャたちがたゆまぬ努力で築いてきた、核兵器の使用は道徳的に許されないという国際規範としての「核のタブー（禁忌）」が、核保有国による「圧力の下にあることを憂慮する」と述べています。被団協も『核のタブー』が危機に瀕し始めたことを世界に知らせるための受賞、と声明しています。こうした状況において、相模原市としても、非核平和への願いを示すことを、市民として願っています。

2, 相模原市が核兵器廃絶平和都市宣言を出して、今年で40年になります。この宣言で謳われた核兵器廃絶への強い希求と、恒久的世界平和への願いが、今も変わらぬ市民の願いであることを、改めて意見書として示していただきたい。

3, 国内の各政党も、公明、立憲民主、共産、社民などがオブザーバー参加と批准を求め、自民党も「核兵器のない世界を目指す」としているようです。少なくとも、オブザーバー参加は、輿論の流れになっていると思われれます。

陳情番号	件名
第 18 号	女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求めることについて
受理年月日	
6. 11. 15	

陳情の趣旨

陳情の要旨

相模原市議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を採択し、国会および政府に提出していただき。すよう陳情します。

2024年は、国連総会で1979年に女性差別撤廃条約が採択されて45年目にあたります。現在189カ国が締約国です。日本は1985年に批准しました。

女性差別撤廃条約は、女性の一人ひとりが権利の主体であると位置づけ、女性の権利の実現の障害となっているものを撤廃することが国家の国際法上の義務だとしていることで「世界の女性の憲法」と言われています。

1999年、国連総会で女性差別撤廃条約の実効性を高めるために個人通報制度と調査制度を内容とする女性差別撤廃条約選択議定書を採択されました。現在、女性差別撤廃条約の締約国189カ国中、115カ国が選択議定書を批准していますが、残念ながら日本は批准していません。

今年は、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されてから25年目に当たります。

選択議定書は実施措置として2つあげています。①個人通報制度は女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる制度です。②調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告とともに送付する制度です。従って、選択議定書を批准することは、女性差別撤廃条約批准国に求められています。

陳情の理由

女性差別撤廃条約の履行状況を審査する女性差別撤廃委員会は2024年10月29日、日本の女性政策について「最終見解」を示しました。選択議定書の批准に関しては再三の勧告にもかかわらず日本政府は20年以上検討を続けていて、委員会からは検討に時間がかかりすぎていることを遺憾におもう、批准に向けて障害を取り除き速やかに批准するよう勧告が出されました。また、夫婦同姓を義務付ける民法の規定を見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう勧告しました。同様

の勧告は4回目。人工中絶における配偶者の同意要件の削除、同性婚を認める。「選択議定書」の批准と合わせ、雇用・賃金問題では同一価値労働同一労働賃金原則の実施などの11項目、米兵の性暴力への対応など、女性の権利を国際基準にもとめる28項目が勧告されました。

各国の男女平等度を示す2024年のジェンダー・ギャップ指数で、日本の総合順位は、146カ国中118位です。日本は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と規定しています。また、先に行われた「衆議院選挙2024」では、性別や性的指向にかかわらず誰でも、「自分らしく」生きられる社会の実現めざす取り組みが政治に求められていることも議論になりました。今回の国連の女性差別撤廃委員会での勧告を履行していくためにも女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、国際的な責務を果たし、日本の女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。

相模原市では、「第3次さがみはら男女共同参画プラン」に基づき具体的な取り組みが進められています。国が女性差別撤廃条約選択議定書を批准することにより相模原市における男女共同参画社会実現に向け大きな力になるものです。

私たち「女性差別撤廃条約実現アクション神奈川」は、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を実現するために活動しています。

現在、全国では349自治体で意見書の採択がされています。県内では中井町と座間市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、葉山町、愛川町、清川村、伊勢原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、開成町、湯河原町、藤沢市。別途、川崎市、厚木市の18議会で採択されてきました。

相模原市議会におかれましては、国会および政府に早期批准を求める意見書を採択されますよう切にお願いします。